



Title	法的因果関係論の法理学的再検討（一）：ハート＝オノレとその批判者を中心に
Author(s)	山本，展彰
Citation	阪大法学. 2019, 68(6), p. 233-256
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87196
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法的因果關係論の法理学的再検討（二）

——ハートⅡオノレとその批判者を中心に——

山 本 展 彰

はじめに

第一章 ハートⅡオノレの法的因果關係論

第一節 哲学における因果關係論への批判

第二節 因果用語の多様性と法的因果關係の三類型

第三節 法的責任との関連性

第二章 因果的ミニマリスト

第一節 因果的ミニマリストの法的因果關係論と法的責任論

第二節 ハートⅡオノレの応答

第三節 『法における因果性』の意義（以上、本号）

はじめに

法的因果關係は、民法、刑法をはじめ、様々な法が適用される際に要件の一つとして挙げられる概念である。法

的因果関係に関しては、個別の法分野における解釈論上の議論として、相当因果関係説とそれに対立する学説による議論が長らく繰り広げられてきた。しかし、筆者の専門領域である法理学においては、法的因果関係それ自体を対象とした「法的因果関係とは何か」という問いに対して回答を試みる研究は近年ではあまり見られない。⁽¹⁾

しかし、筆者は「法的因果関係とは何か」という問いが重要な論点であると考ええる。第一に、法的因果関係は今日においてもなお争点となる概念である。例えば、薬害訴訟や公害訴訟、そして今後日本において数多く提起されると思われる原発事故による健康被害をめぐる訴訟においては、特定の薬の摂取、特定の化学物質の排出、あるいは原子力発電所からの放射性物質の拡散と、被害者が被った被害との間の（法的）因果関係が訴訟上重要な論点となる。これらの訴訟は、科学的知見が訴訟で扱われる事例であって、法学と自然科学双方の知見を総合的に考察する「法と科学（law and science）」⁽²⁾に属する問題である。「法と科学」における法的因果関係を対象とした議論では、法的因果関係について伝統的に用いられてきた概念である相当因果関係をどのような方法で客観的に認識できるのかという論点がある。その上で、一部の自然科学者からは、科学的な因果関係、特に近年自然科学において人間に関わる因果関係の捉え方として有力な疫学的因果関係を訴訟で用いるべきであるという痛烈な批判がある。⁽³⁾しかし、このような自然科学の立場からの批判や提案に対して、法学の立場からの包括的な応答が十分と言える状況にはなく、法学が法的因果関係を「法と科学」という新たな問題関心から検討する必要がある。

第二に、因果関係という概念それ自体が、哲学において今日もなお決着のついていない論争的な論点であることも無視できない。近代以降の哲学における因果関係をめぐる議論を見ると、その端緒はD・ヒューム（David Hume）に確認できる。ヒュームは、我々が日常的に捉える因果関係は、理性によって認識されるのではなく、経験的に手に入れた知識によりあくまで恣意的に措定される関係性であることを指摘した。⁽⁴⁾ヒューム以来、哲学にお

いては、因果関係とは何かという問題が議論されている⁽⁵⁾。したがって、法において改めて検討されるべき論点である法的因果関係を、哲学の因果関係論の中にどのように位置付けるべきかについても明らかにする必要がある。

このような背景の下で、筆者は、「法と科学」という問題関心において、哲学的視座から法にアプローチする法学が法的因果関係を改めて問い直すことにより、「法的因果関係とは何か」という問いに答えることが必要であると考ええる。もちろん、「法的因果関係とは何か」という問いはきわめて論争的かつ数多くの論点を含んでおり、本稿のみで答えを提示することは不可能である。そこで、本稿では、まず出発点として、コモン・ローにおける法的因果関係について法理学の立場から検討した文献の中で一つの到達点である、H・L・A・ハート（Herbert Lionel Adolphus Hart）⁽⁹⁾とT・オノレ（Tony Honore）⁽⁷⁾の共著『法における因果性』（一九八五年）⁽⁸⁾とその後の批判を取り上げる。『法における因果性』は、従来の哲学とは異なる方法を用いて法理学の観点から法的因果関係を仔細にわたって分析し、コモン・ローの判例にも言及した大著である。ハート・オノレの法的因果関係論は、日本ではあまり馴染みがないものだが、今もなおコモン・ローにおいて大きな影響力を持っている。しかし、筆者は、『法における因果性』に対するその後の批判から、ハート・オノレの法的因果関係論が内在的な問題を有すると考えている。そこで、本稿を通して、『法における因果性』とその批判を改めて検討することにより、『法における因果性』の限界を明らかにすることを試みたい。

本稿の構成は次の通りである。第一章では、『法における因果性』で示されたハート・オノレの法的因果関係論の中心的主張を確認する。第二章では、ハート・オノレと対立する立場が交わした法的因果関係と法的責任との関係についての議論を確認し、『法における因果性』の意義を示す。第二章までの内容は、そのほとんどを『法における因果性』に依っているが、網羅的な要約ではなく、第三章で取り上げる批判を前提とした内容であることを予

め述べておきたい。第三章では、『法における因果性』をめぐるその後の議論のうち、J・トムソン (Judith Jarvis Thomson) とC・プルマン (Christopher Pulman) の見解を取り上げる。そして、筆者は、この両者の批判がハート＝オノレの法的因果関係論の中心的主張にある内在的な問題を指摘したものと考えている。

第一章 ハート＝オノレの法的因果関係論

第一節 哲学における因果関係論への批判

『法における因果性』は、「刑法、不法行為法、そして契約法における因果関係の考えについての記念碑的な分析」⁽⁹⁾とも言われ、現在もコモン・ロー圏で大きな影響力を持っている。ハート＝オノレの主張がどの点で大きな功績であったか、その内容へ立ち入る前に、彼らの哲学的方法が従来のもとは異なる点に着目したい。

まず、ハート＝オノレは、法的因果関係の理解に最も近づいた哲学者としてJ・S・ミル (John Stuart Mill) を挙げつつも、ミルの因果関係論も不十分なものであり、従来の哲学における因果関係をめぐる議論が法的因果関係の理解にはほとんど貢献してこなかったと評価する。ミルの因果関係論は次の四点が特徴である。第一に、因果関係概念の中心には、自然における不変の連鎖という観念が存在し、個別的な因果関係が存在するという主張は、因果関係の一般法則を間接的に主張するということである。第二に、自然における不変の連鎖において先行する出来事は単一の出来事ではなく、恒常的な状態や、時には出来事が起こらなかったという消極的な条件も含んだ複合的なものである。第三に、原因に関する「哲学的 (科学的) 観念」と「日常的観念」を区別し、前者にとって原因は十分な条件の全て、後者にとって原因はこれらの条件の中から「選別された (selected)」一つであり、この原因の選別は個別的な因果言明の文脈と目的によって変化する諸原理に基づいて行われる。第四に、ある類型の出来事

には、独立した十分条件のセットが複数ありうるのであって、哲学的な原因観念、日常的な原因観念に関わらず、同一の出来事が異なった機会には異なった原因をもちうる。⁽¹⁰⁾

ハート＝オノレによれば、ミルの因果関係論は、以下の三つの理由から、法的因果関係を検討するという観点からすれば哲学的な弱点を抱えている。第一に、因果関係を自然における不変の連鎖として捉えることは、原因を無限定に定義することになる。これは、因果関係の一般命題を提示できない限り個別的な因果関係が否定されるという、あまりに非現実的な高い基準をもたらす。ミルの見解は中核的な事例の因果関係には当てはまるが、個別的な因果関係の事例が複雑で一般命題が提示できない場合も、個別的な因果関係の存在を否定することはできない。第二に、ミルは、法律家や一般人が「原因 (cause)」や「帰結 (consequence)」といった因果用語を幅広い意味で用いていることを無視している。ミルが考慮していない事例として、例えば、脅迫や権威によって誰かに行動を強制するような事例や、報酬を約束したり虚偽の説明をしたりすることで他者に特定の行動をさせるような事例、つまり第一行為者の言動が第二行為者の行為の理由または理由の一部をなしているような事例もある。⁽¹¹⁾ ミルは因果言明がなされる文脈を一連の現象を説明することを念頭に置いた「説明的文脈 (explanatory contexts)」に限定するが、これは因果関係に関する一般法則を発見、形成しようとする自然科学者や哲学者の関心のみそぐものである。法律家は、発生した害悪が特定の人物の行為の結果として帰せられるか、特定の人物が害悪を発生させたということが適切か、という「帰責的探究 (attributive inquiries)」として因果言明を行うのであって、これは明らかに説明的文脈とは異なる。⁽¹²⁾

ハート＝オノレは、このように従来の因果関係論が法的因果関係を検討する上では不十分であった理由として、因果関係について哲学者と法律家が持つ関心が異なることを指摘する。哲学者は、因果関係の一般命題の発見およ

び理論の構成に関心を持つ一方で、法律家は、すでに認識され受け入れられている因果関係の一般命題を特定の個別的具体的な事案に適用することに関心を持つ。このような関心のもとで法律家を用いる因果関係に関する言明は、人々が日常的に用いる因果言明と類似しており、「複雑な状況のなかで、特定の個別事件を他の特定の事件の原因、結果、帰結として、識別する、単称言明 (singular statements) である」⁽¹³⁾。このような単称因果言明 (singular causal statements) には、ある事象が他の事象の「原因 (cause)」なのか、または「単なる機会 (occasion)」、「単なる条件 (condition)」あるいは「その原因が作用する状況の一部 (part of the circumstances)」なのかという問題、そして、ある事象に時間的に近すぎるまたは遠すぎる出来事が原因とは考えられないという問題が固有の論点として存在している。従来の哲学的な因果関係論は、このような唯一的因果言明とそれに固有の諸問題に注意を向けてこなかった。⁽¹⁴⁾

そこで、ハート＝オノレは、従来の哲学における因果関係論から方向転換をし、日常的に使用される因果用語の分析を哲学的基礎として法的因果関係を検討する。このような哲学的方法は、日常言語学派の哲学から影響を受けたハートの法理論に見られる特徴である。日常言語学派は、事実や規範ではなく、日常的に用いられる言語それ自体を分析し、言語による行為の遂行や、言語と社会的コンテキストとの関係を強調した。ハートは、このような日常言語学派の分析手法を法的な概念の研究に用いることで、独自の法理論を展開した。このようなハートの方法論は、『法における因果性』においても用いられており、哲学的基礎として、人々による日常的な因果用語の使用が分析される。

第二節 因果用語の多様性と法的因果関係の三類型

『法における因果性』の功績の一つは、法的因果関係と人々が日常的に用いる因果関係との類似性に着目し、日常言語学派の手法を応用することで法的因果関係の分析を行った点である。

ハート＝オノレは因果用語の日常的な使用を分析するにあたって、因果用語が多様な表現を含んでいることを指摘する。「原因と結果（cause and effect）」という因果用語は、因果関係の中心的な観念ではあるものの、唯一の観念ではなく。「原因（cause）」のほかにも「起因する（caused by）」「による（due to）」「引き起す（lead to）」「せしめた（made）」といった因果用語があり、「結果（effect）」のほかにも「帰結（consequence）」「結末（results）」といった因果用語がある。これらの因果用語は単に因果関係の中心的な観念である「原因」と「結果」の文体上の変体に過ぎないのではなく、場合によっては異なる因果用語が使用されることによって大きな違いが生まれる。⁽¹⁵⁾ ハート＝オノレは、これらの様々な因果用語を三つの類型に分けて分析する。

まず、第一類型である「原因と結果」は、人間の行動によって何かしらの望まれた変化が生まれるという単純な場合に適用される因果用語である。「結果」は望まれた二次的变化、「原因」は操作される事物の一時的变化または一時的变化を実現する人間の行動を指す。そして「原因」は、通常生ずると思われる出来事の経過に干渉する、または介入するということの本質とする。⁽¹⁶⁾ ハート＝オノレは、原因について、複数の条件が満たされた場合に結果が生起すると捉えている点でミルと同様の見解に立っている。しかし、人々は結果の生起にとって必要な条件に関する知識を手に入れる前から原因を認識しているため、日常的な因果関係の判断において複数の条件から原因を「選別する」ことは否定する。したがって、日常生活で用いられる因果言明においては、結果の生起に必要な条件のか
 17
 16
 15
 14
 13
 12
 11
 10
 9
 8
 7
 6
 5
 4
 3
 2
 1
 0
 1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525
 526
 527
 528
 529
 530
 531
 532
 533
 534
 535
 536
 537
 538
 539
 540
 541
 542
 543
 544
 545
 546
 547
 548
 549
 550
 551
 552
 553
 554
 555
 556
 557
 558
 559
 560
 561
 562
 563
 564
 565
 566
 567
 568
 569
 570
 571
 572
 573
 574
 575
 576
 577
 578
 579
 580
 581
 582
 583
 584
 585
 586
 587
 588
 589
 590
 591
 592
 593
 594
 595
 596
 597
 598
 599
 600
 601
 602
 603
 604
 605
 606
 607
 608
 609
 610
 611
 612
 613
 614
 615
 616
 617
 618
 619
 620
 621
 622
 623
 624
 625
 626
 627
 628
 629
 630
 631
 632
 633
 634
 635
 636
 637
 638
 639
 640
 641
 642
 643
 644
 645
 646
 647
 648
 649
 650
 651
 652
 653
 654
 655
 656
 657
 658
 659
 660
 661
 662
 663
 664
 665
 666
 667
 668
 669
 670
 671
 672
 673
 674
 675
 676
 677
 678
 679
 680
 681
 682
 683
 684
 685
 686
 687
 688
 689
 690
 691
 692
 693
 694
 695
 696
 697
 698
 699
 700
 701
 702
 703
 704
 705
 706
 707
 708
 709
 710
 711
 712
 713
 714
 715
 716
 717
 718
 719
 720
 721
 722
 723
 724
 725
 726
 727
 728
 729
 730
 731
 732
 733
 734
 735
 736
 737
 738
 739
 740
 741
 742
 743
 744
 745
 746
 747
 748
 749
 750
 751
 752
 753
 754
 755
 756
 757
 758
 759
 760
 761
 762
 763
 764
 765
 766
 767
 768
 769
 770
 771
 772
 773
 774
 775
 776
 777
 778
 779
 780
 781
 782
 783
 784
 785
 786
 787
 788
 789
 790
 791
 792
 793
 794
 795
 796
 797
 798
 799
 800
 801
 802
 803
 804
 805
 806
 807
 808
 809
 810
 811
 812
 813
 814
 815
 816
 817
 818
 819
 820
 821
 822
 823
 824
 825
 826
 827
 828
 829
 830
 831
 832
 833
 834
 835
 836
 837
 838
 839
 840
 841
 842
 843
 844
 845
 846
 847
 848
 849
 850
 851
 852
 853
 854
 855
 856
 857
 858
 859
 860
 861
 862
 863
 864
 865
 866
 867
 868
 869
 870
 871
 872
 873
 874
 875
 876
 877
 878
 879
 880
 881
 882
 883
 884
 885
 886
 887
 888
 889
 890
 891
 892
 893
 894
 895
 896
 897
 898
 899
 900
 901
 902
 903
 904
 905
 906
 907
 908
 909
 910
 911
 912
 913
 914
 915
 916
 917
 918
 919
 920
 921
 922
 923
 924
 925
 926
 927
 928
 929
 930
 931
 932
 933
 934
 935
 936
 937
 938
 939
 940
 941
 942
 943
 944
 945
 946
 947
 948
 949
 950
 951
 952
 953
 954
 955
 956
 957
 958
 959
 960
 961
 962
 963
 964
 965
 966
 967
 968
 969
 970
 971
 972
 973
 974
 975
 976
 977
 978
 979
 980
 981
 982
 983
 984
 985
 986
 987
 988
 989
 990
 991
 992
 993
 994
 995
 996
 997
 998
 999
 1000

ハート＝オノレによると、原因と単なる条件の区別は、因果問題の類型と背景によって微妙にかつ複雑に変化する諸原理に基づいて、常識によって行われる。この諸原理の中でも特に重要性をもつのは、「異常な条件と通常の条件 (abnormal and normal conditions)」の区別と、「自由かつ故意におこなわれた人間の行為とそれ以外の条件 (free deliberate human action and all other conditions)」の区別の二種類である。⁽¹⁸⁾「異常な条件と通常の条件」の区別は、個別的な因果が問題となるとき、異常な条件が通常の出来事の推移から差異を作り出すため、重要となる。ただし、異常な条件と通常の条件との区別は絶対的なものではなく、異常性 (abnormality) と制御可能性 (controllability) の二つの文脈によって相対的なものとなる。例えば、通常であれば作動するはずの酸素除去装置が作動しなかったことによつて火災が拡大した場合は、「酸素が存在する」という自然の経過が異常な条件となり、薬を服用しなかったことにより病状が悪化した場合は、「薬を服用しない」という不作為が異常な条件として認識される。⁽¹⁹⁾また、「自由かつ故意におこなわれた人間の行為とそれ以外の条件」の区別は、ある人間の行為が「意図的 (voluntary)」である時、特に重要性をもつ。なぜなら、意図的な人間の行動が結果の生起に必要な複数の条件の一つである時、それは単に原因として扱われるだけではなく、原因がどこまで追求されなければならないかという限界として扱われるからである。これは、同時に他の異常な条件が存在する場合でも同様である。例えば、降雪により凍結した道路を制限速度以上で暴走した結果として交通事故が発生した場合、それがたとえ凍結していない道路であれば事故を起こさない程度の速度超過であつたとしても、暴走という意図的な人間の行為が原因として扱われ、道路の凍結や、それに先立つ降雪は原因としては扱われない。⁽²¹⁾

このように、ハート＝オノレは、日常的な因果関係の一般諸原理 (generalizations) として、人々は結果に先行する出来事から通常の場合には存在しない異常なものを探すことによつて原因を識別すると主張する。この諸原理

は、幅広く定式化されているが、ほとんどの事案で原因が結果を伴うという「高度の蓋然性 (high probabilities)」によって特定の因果関係が主張されることを意味しない。因果関係を否定するには、あくまで、特定の因果関係が含まれる出来事の推移が通常の出来事の推移と異なるものではないことの立証が必要となる。⁽²²⁾

第二類型は、ハート＝オノレが「人相互間の交渉 (interpersonal transactions)」と呼ぶものである。これは第一行為者の言動が第二行為者の行為の理由または理由の一部をなしているような事例が因果の問題として扱われる場合を指す。人相互間の交渉では、二人の人間行動の関係が問題となるため、ここでは出来事の原因ではなく行為理由という概念が検討されることになる。行為理由を示すものとしては、「彼が私にそうさせた (He made me do it)」⁽²³⁾「彼が私にそれをするよう説得した (He persuaded me to do it)」⁽²⁴⁾「彼が私にそれをするよう仕向けた (He induced me to do it)」⁽²⁵⁾「私がそれをしたのは、彼が私に報酬を提示したからだ (I did it because he offered me a reward)」⁽²⁶⁾「私がそれをしたのは、彼が私を殴ると脅したからだ (I did it because he threatened to hit me)」⁽²⁷⁾「私は彼の忠告によってそれをした (I did it on his advice)」⁽²⁸⁾といった様々な表現が利用される。これらの諸表現に差異はあるものの、共通する特徴が存在する。その特徴とは、第二行為者は第一行為者の言動の意味を知り理解していること、第一行為者の言動が第二行為者の行為理由の少なくとも一部をなしていること、第二行為者は第一行為者の言動の後にはじめて行動をなす意思を形成すること、忠告の場合を除いて第一行為者は第二行為者が行動をなすことを意図していること、である。⁽²⁴⁾ また、以上の四点に加えて最も重要な共通点として、二人の人間の行動の関係は、物理的な出来事との因果関係がもつ「規則的関連 (regular connection)」⁽²⁹⁾「継起 (sequence)」⁽³⁰⁾といった特徴をもたず、第一行為者の言動と第二行為者の行為との連関が必要ではない点が挙げられる。⁽²⁵⁾ なぜなら、第一行為者

の言動が第二行為者の行動の理由であるという言明は、同じ状況が繰り返された時に第二行為者が常に同じ行動を行うであろうという意味も、同じ状況が繰り返された時に第二行為者以外の他の人も常に同じ行動を行うであろうという意味も含んでいないからである。ある人が特定の場合に特定の理由から行動したのか否かという問題は、本人がその行動を行おうと決意した筋道に関する問題であり、行為理由に関する本人の表明が重要性をもつ。その上で、他の人々が行為理由として認識する第一行為者の言動は、それが人間によって追求されるものと知られている特定の目的を進めることに関連があり、そして第二行為を適切なものと認識させるような言動である⁽²⁶⁾。

第三類型は、第一行為者が、第二行為者が行為を行うための「機会 (opportunity)」「手段 (means)」または「情報 (information)」を提供する、あるいはこれらを提供しないという関係である⁽²⁷⁾。例えば、友人宅に宿泊していた人物がその友人宅の扉の鍵を閉め忘れたことで窃盗犯の侵入を許したような事例や、取引相手の工場が受け取る権利を有する機械を提供しないことによって工場の稼働を制限し損失を発生させるような事例がこれにあたる。

この関係では、第一行為者は、往々にして第二行為者が第二行為を行うことを意図していない。そのため、第一行為者が第二行為者による特定の行為の理由となることを明確に意図して言動を行う「人相互間の交渉」とは異なるものである。機会、手段、または情報の提供あるいは不提供が持つ特徴としては、以下の二点が挙げられる。第一に、第一行為者が第二行為者に機会、手段または情報を提供する、あるいは提供しないような事例で因果用語が用いられる場合には、この提供あるいは不提供は、標準的な実践ないし期待された手順からの逸脱であることが含意されている。第二に、第一行為者が第二行為者に機会、手段または情報を提供する、あるいは提供しないという事例で因果用語が用いられる時、この提供あるいは不提供は、第二行為者の行動の結果との間に必然的な関連がある必要はない⁽²⁸⁾。

以上の分析を踏まえ、ハート＝オノレは、法律家が特定の事件においてある出来事の生起に必要な複合的な条件から原因を識別する、すなわち法的因果関係の存否を判断する際には「常識的諸原理（common-sense principles）」が機能していると主張する。そして「因果関係について言及するために法によって用いられる用語は様々」⁽²⁹⁾であって、「コモン・ローの諸ルールを定式化する際には『近接的な原因（proximate cause）』⁽³⁰⁾という表現が通常用いられており、この表現は諸々の制定法にも見られる」⁽³¹⁾と指摘する。このようなハート＝オノレの見解は、「近接的な原因」なのか否かを判断する際に因果関係の存否に関する常識的諸原理が用いられているとする、従来からのコモン・ロー圏の裁判所の主張と一致する。しかし、常識的諸原理によって因果関係の存否が決定されるという見解に対しては、単なる印象に関する問題（a matter of mere impression）であるとか、説明不可能な直感的なものに過ぎないとの批判が展開されてきた。これらの批判に対して、ハート＝オノレは、「大多数の場合においては個別的な因果関係に関する我々の判断は一致する」という点を挙げ、常識的諸原理は説明不能でも恣意的な主張でもなく、文脈によって流動的ではあるものの、ある部分においては安定した原理に基づいているものだと応答する。⁽³²⁾ハート＝オノレも、常識的諸原理の流動性によって、標準的な事例で法律家が問題意識を持つような特定の特徴のみしか検討できないという限界がある点、そしてその限界によって因果用語の日常的な用法の核を発見することしか期待できない点を認める。しかし、法的因果関係をめぐる問題の最も核心的な部分を明らかにするには十分であると主張する。⁽³³⁾

第三節 法的責任との関連性

『法における因果性』の第二の功績は、法的因果関係と法的責任との関連性に言及した点である。本章第一節で

も触れたように、因果用語が説明的文脈だけではなく「帰責的探究」においても用いられ、因果用語を通じて「責任 (responsibility)」が決定されることは法的因果関係にとって特筆すべき特徴である。

ハート＝オノレは、道徳的責任 (moral responsibility) が日常的な因果関係を根拠として決定されることに着目する⁽³⁴⁾。同様に、法的因果関係は、法的責任 (legal responsibility) の最も明らかかつ争う余地のない諸根拠 (the most obvious and least disputable reasons) であるものの、ある個人に法的責任が存在すると判断するうえで考慮しなければならない諸要因の中の一つに過ぎない⁽³⁵⁾。法的文脈においては、因果的な根拠 (causal grounds) が存在しないような場合も、法的責任が存在すると判断されることがある。例えば、子の行為に対して親が法的責任を問われる場合や、被用者の行為に対して使用者が法的責任を問われる場合がこれにあたる。そのため、法的因果関係があることは、法制度上重要かつ基本的なものではあるが、法的責任にとって常に必要、ないしは常に十分であるわけではない。また、法制度は、伝統や社会的要求 (social needs) に応じて、道徳的責任とは異なる形で、法的責任を制限したり拡張したりする。したがって、法的責任の制限または拡張は、ある人の作為ないしは不作為とある害悪との間にある法的因果関係の存在に基づくものと、害悪を惹起したか否かに関係なく伝統や社会的要求に基づくものの二種類に区別される⁽³⁶⁾。法的因果関係と法的責任との密接な関連性は、すべての法分野で見られる特徴であり、法的因果関係は、法的責任の存否、法的責任の範囲、そして法的責任の存否と範囲の双方の決定に関わる⁽³⁷⁾。このような、ハート＝オノレの立場は、法的責任の存否及び範囲の決定に関するコモン・ローの伝統的なアプローチを支持するものである⁽³⁸⁾。

ハート＝オノレが支持する伝統的なアプローチは、法的責任の制限について、法政策 (law's policy)⁽³⁹⁾ に基づく法的責任の制限と、法的因果関係に基づく法的責任の制限を区別する⁽⁴⁰⁾。もちろん、法的責任の要素として法的因果

関係を含めるか否かは政策的問題であるが、法的因果関係の存否それ自体は政策ではなく事実の問題である。ハート⁽⁴¹⁾オノレも、法や政策の問題と事実の問題の区別が明快ではないことを認めているが、ここでのいう事実とは、法的因果関係が法の発明品（inventions of the law）⁽⁴¹⁾、つまり純粹に法的な概念ではない常識的諸原理によって存否が判断されており、その常識的諸原理が通常人の一般的觀念の集積の一部（part of the ordinary man's stock of general notions）として存在することを意味する⁽⁴¹⁾。したがって、法的因果関係は、事実の問題ではあるものの、「あれなければこれなし」という反事実的条件法のテストのみによって判断されるものではない⁽⁴²⁾。

伝統的なアプローチに対しては、複雑な事例では常識的諸原理だけである人物の行為が発生した害悪の原因かを判断できないことがあるため、法的責任を制限する際の決定基準として法的因果関係は不確定性を有するとの指摘がある。しかし、ハート⁽⁴¹⁾オノレは、前節でも指摘したように、法的因果関係には議論の余地を残した周縁部を伴いつつも、中心的な核の部分が存在していると主張する⁽⁴⁴⁾。そして、裁判所は状況が複雑に結合した事例においても法的因果関係を事実の問題として取り扱うことで、法的因果関係に基づく法的責任の制限と法政策に基づく法的責任の制限を区別してきたとして、伝統的アプローチを擁護する⁽⁴⁵⁾。

第二章 因果的ミニマリスト

第一節 因果的ミニマリストの法的因果関係論と法的責任論

ハート⁽⁴¹⁾オノレは、彼らが支持する伝統的なアプローチを批判する論者を「因果的ミニマリスト（causal minimalists）」と名付け、その批判を「現代的批判（modern criticism）」と位置付ける。L・グリーン⁽⁴⁶⁾（Leon Green）を代表的な論者とする因果的ミニマリストは、主に以下の三つの観点から伝統的なアプローチを批判する。すなわ

ち、第一に、法的因果関係の問題が常識的諸原理によって決定される事実問題であれば、その原理は一体どのようなものであり、複雑な事案にどう妥当するのか、第二に、たとえ常識的諸原理の一般的ルールが発見されたとしても、それぞれの法領域には考慮すべき特別な要求 (special needs)⁽⁴⁸⁾ があるため、法的責任を常識的諸原理の一般的ルールに依存させるべきではない、第三に、確かに個別の事例の中に事実の問題は存在するが、「近接的な原因」という問題が起こるや否や、問題の性質が法的なものへと転化する⁽⁴⁹⁾、というものである。

以上のような批判のもとで、因果的ミニマリストは、法的因果関係を反事実的条件法、すなわち特定の出来事がなかったならば (but for) 他の特定の出来事が発生していたかという問題に限定する。さらに、法的責任の範囲 (extent) に関する問題を法的因果関係の問題としてではなく、制定法の範囲ないし目的、または制定法が保護しようとしている利益の性質に関する問題として考察すればよいと考える⁽⁵⁰⁾。つまり、法的責任の範囲の画定は法政策に基づくものと法的因果関係に基づくものの二つに区別されるのではなく、すべて法政策に基づくものである、と主張するのである。因果的ミニマリストたちは、その基準として、「予見可能性 (foreseeability)」ないし「リスク (risk)」を導入する。

害悪の発生が予見可能であるか否かを法的責任の範囲を決定する基準とする予見可能性説⁽⁵¹⁾によれば、法的責任は、合理的に予見し回避し得た害悪に限定され、また及ぶ⁽⁵²⁾。すなわち、予見可能であれば伝統的アプローチよりも法的責任が制限される場合や拡張される場合がある。ハート⁽⁵³⁾オノレも、法的責任の問題と予見可能性は親和的であるとし、予見可能性説には①一つの概念が法的責任の存否と範囲を決定する一貫性 (consistency)、②法的に問題となる行為が持つ違法な側面全てが害悪と因果関係を持つのかという難問を回避する単純性 (simplicity)、③法的責任を問われる人が予見し得なかった莫大な賠償を負う危険が排除される公平性 (fairness)、という三つの利点があ

とする。⁽⁵⁴⁾

害悪の発生がリスクの内にあるかを法的責任の範囲を決定する基準とするリスク説は、法的責任を、害悪が生じるチャンスもしくはリスクが法的責任を課す少なくとも一つの理由をなすような害悪に限定され、また及ぶものとする。この立場にも、法的責任が制限される場合と、拡張される場合がある。ハートⅡオノレは、リスク説には二つの魅力があると指摘する。一つは、責任の範囲を決定するために用いられる基準が、法ルールが責任を課す根拠と同じであるという同一性である。もう一つは、法的責任の拡張の場面で、リスクの概念が、ある特定の人物の行為への法的非難と結果である害悪への賠償の双方を取り扱うことで複雑な法的因果関係に関する問題を回避するという単純性である。⁽⁵⁶⁾

第二節 ハートⅡオノレの応答

ハートⅡオノレは、前節で確認した因果的ミニマリストの見解に対して以下のように応答している。まず、法的責任を限定する場合、予見可能性とリスクのどちらを基準としても、第一の害悪が発生した後には可能となる害悪が発生する「隠れた害悪 (ulterior harm)」の事例において、第一の害悪を引き起こした人物の法的責任を否定し法的責任を不当に制限することになる可能性を最大の問題点として指摘する。⁽⁵⁷⁾ この指摘に対応しようとするならば、予見可能性説、リスク説の双方とも、隠れた害悪の事例で法的責任を否定することを受け入れるか、単純性という長所を放棄するか⁽⁵⁸⁾のいずれかを選ばなければならない。他方で、法的責任を拡張する場合、製造物責任のような事例ですでに制定法が法的責任について予見可能性説やリスク説と同様の態度をとっているため、反対することが困難であることを認める。⁽⁵⁹⁾

このように、ハート＝オノレは法的責任を拡張する場合に限って因果的ミニマリストの見解を受容しているが、さらに、因果的ミニマリストによる伝統的なアプローチへの批判が、法的因果関係に関する議論を進展させたと指摘する。その進展とは、法的因果関係に関する問題を、反事実的条件法で判断される事実的な因果関係の問題と、法の目的の考慮という法政策の問題とに二分化したことである。⁽⁶¹⁾これは、反事実的条件法が因果的にレヴァントな要素を明らかにするために有用である限りで、反事実的条件法により事実的な因果関係の存否を判断することは法的因果関係の存否を判断する際に有用なテストとなることを含意する。しかし、因果的にレヴァントであることと反事実的条件法で記述できることは完全に一致するわけではない。複雑な事例では反事実的条件法で記述できる要素の全てが因果的にレヴァントな要因となるわけではなく、反事実的条件法で記述できる要素が因果的にレヴァントでない場合と、因果的にレヴァントな要素が反事実的条件法では記述できない場合がある。⁽⁶²⁾

まず、反事実的条件法で記述できる要素が因果的にレヴァントでない場合には、①行為や出来事についての記述が論理的に関連している場合に、反事実的条件法の記述にすることが可能でありかつその記述が真となる分析的関連(analytic connection)⁽⁶³⁾と、②全ての因果的な経験的言明は特定の行為の記述についての詳細化を常に含んでおり、これが反事実的条件法の記述の形をとり得る付随的関連(incidental connection)⁽⁶⁴⁾の二つがある。また、因果的にレヴァントな要素が反事実的条件法で記述できない場合には、①ある出来事がある行為によって惹起されたが、その行為がなくとも起こっていたに違いないという重畳的原因(additional causes)⁽⁶⁵⁾、②「人相互間の交渉」の事例において、理由や機会の提供が反事実的条件法で記述できないという理由と機会(reasons and opportunities)⁽⁶⁶⁾、③不作為によって他者に害悪をなす機会を提供することは反事実的条件法で記述できない場合があると「不作為一般(omissions generally)」の三つがある。⁽⁶⁷⁾

このように、反事実的条件法で記述できることと、結果にとって因果的にレレヴァントな要素であるということとは完全に一致するわけではなく、反事実的条件法が法的因果関係の存否を判断する際に必ずしも有用なテストとなるわけではない。ハートⅡオノレによれば、どのような場合であれば反事実的条件法がテストとして有用なのかは、因果関係の様々な類型を識別することで決定される⁽⁶⁸⁾。

第三節 『法における因果性』の意義

ここまで見てきたように、『法における因果性』では、コモン・ロー圏の伝統的なアプローチを支持するハートⅡオノレの見解が、それを批判する因果的ミニマリストの立場との対立の中で展開される。本章を終えるにあたって、まず、ハートⅡオノレの法的因果関係論が、一貫して法律家の視点から構築されている点を指摘しておきたい。これは、ハートの法理論に見られる特徴の一つである「内的視点」から法実践を理解するという態度に他ならない。ハートは主著である『法概念』で、法を含むルールを受容し利用する人々の視点を内的視点と名付け、ルールを正しく理解するためには内的視点が重要であることを強調している⁽⁶⁹⁾。『法概念』初版⁽⁷⁰⁾は『法における因果性』初版よりも後に出版されたものだが、ハートの法理論に通底するこれらの特徴は、『法における因果性』の中にも現れているように思われる。筆者は、このようなハートⅡオノレの試みが、法的因果関係に関する実際の法実践を描き出したことに大きな意義があると考ええる。

また、法的因果関係と日常的な因果関係が類似している点に着目し、日常言語学派の分析枠組みを用いたことは、単にその手法が新しいというだけではない。ハートⅡオノレは、この基本的な分析枠組みから、常識的諸原理によって法的因果関係の存否が判断されていることを正当化しようとするが、これは、訴訟では通常人の経験則により

事実認定を行うという一般的な理解を哲学的に正当化しようとした試みと言い換えることができるだろう。そうであれば、法的因果関係を反事実的条件法によってテストされる事実的因果関係に限定する因果的ミニマリストの見解は、法的因果関係の理解としてはいささか狭いように思われる。

さらに、筆者は、法的因果関係の分析以上に、法的因果関係と法的責任が密接に結びついていることを理論的に示したことが、『法における因果性』の最大の魅力であると考ええる。法律家にとって、法的因果関係が単に出来事の原因と結果を知るために用いられるものではなく、特定の人物が特定の結果に対して責任を負うか否かを判断するために用いられることは、何ら不思議ではない当然の事柄なのかもしれない。しかし、この当然とも言える関係を指摘したことこそがハート⁽⁷⁾オノレの法的因果関係論が今なおコモン・ロー圏において影響力を有している理由に思われる。法的因果関係と法的責任を分離する因果的ミニマリストの見解は、ハート⁽⁷⁾オノレも認めるように、厳格責任の事例等では受容されているかもしれないが、一般論として、法的責任への関心なしに法的因果関係を独立した問題として捉えることができるのか、筆者には疑問である。

以上の筆者の理解が正しければ、現時点での暫定的な結論として、因果的ミニマリストの立場に比べて、ハート⁽⁷⁾オノレの立場の方が支持できそうに思われる。しかし、その後、複数の論者が少なくとも部分的に『法における因果性』への批判的な見解を示している。次章では、近年の批判的な見解の中から二人の論者を取り上げ、ハート⁽⁷⁾オノレの法的因果関係論の問題点を検討する。

(1) 小林公は、訴訟の事実認定における論理に関連して法的因果関係に言及している（小林公『法哲学』木鐸社、二〇〇九年）が、本稿の関心とは異なる文脈のものである。

(2) 近年新たな研究領域として確立されつつある「法と科学」は、法学と自然科学の双方から重要なテーマと認識されてお

り、多くの研究が行われている。筆者の理解によれば、「法と科学」に関する諸研究は、自然科学において法を問題とするアプローチと、法において自然科学を問題とするアプローチに大別できる。前者では、科学的不確実性が高い中での訴訟や政策決定など科学的合理性と社会的合理性が乖離する際の、法や司法の役割という論点が扱われることが多く、今日では科学技術社会論と呼ばれる分野と重なる部分が多い。後者では、DNA鑑定に代表される科学的証拠をめぐる諸問題など、法が自然的事実と関わりを持つ論点が扱われることが多い。そして、法的因果関係は後者の論点の一つとして「法と科学」の一部をなしている。というのも、因果関係は事実との強い関わりを有する概念であり、自然科学においても論点となるからである。

- (3) 津田敏秀・山本英二「疫学的因果関係」亀本洋編『法と科学の交錯〔岩波講座現代法の動態6〕』岩波書店、二〇一四年、九三―一二五頁。

- (4) David Hume, "An Enquiry concerning Human Understanding", edited by T. H. Green and T. H. Grose, 4 vols., *The Philosophical Works of David Hume*, London, 1874-1875. (斎藤繁雄・一ノ瀬正樹訳『人間知性研究：付・人間本性論摘要』法政大学出版局、二〇〇四年) 参照。

- (5) 大まかには、①二つの出来事の間にある恒常的接続性、②原因の結果に対する時間的先行性、③原因と結果の近接性を要素とするヒュームの因果論とこれを支持する立場と、ヒュームの因果論に批判的な立場の二つがある。後者は、さらに、因果関係を物理的なプロセスとして理解する立場、因果関係の本性を傾向性とする立場、因果関係を多様な現象として理解する立場、因果関係は他のものに還元されないとする立場に分けられる。Stephen Mumford and Rani Lill Anjum, *Causation: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2013. (塩野直之・谷川卓訳『因果性〔哲学がわかる〕』岩波書店、二〇一七年) 参照。

- (6) ハートは、イギリス、アメリカで活躍した法哲学者。ハートの法理論に通底する特徴については後掲注(33)および第二章第三節参照。

- (7) オノレは、イギリスのローマ法学者。法理学にも関心を持っており、特に責任論に取り組んだ。

- (8) Herbert Lionel Adolphus Hart and Tony Honore, *Causation in the Law, Second Edition*, Oxford University Press, 1985. (井上祐司・真鍋毅・植田博訳『法における因果性』九州大学出版会、一九九一年) 以下、本稿において著者名は

「ハート＝オノレ」と表記する。

- (9) Nicola Lacey, *A Life of H. L. A. Hart: The Nightmare and The Noble Dream*, Oxford University Press, 2004, p.211.
- (10) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.21-22. [邦訳 一五——一六頁]
- (11) ハート＝オノレは、このような事例を「人相互間の交渉 (interpersonal transactions)」と名付けている。詳細は本章第二節参照。

- (12) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.22-23. [邦訳 一六——二〇頁]
- (13) *Causation in the Law*, Second Edition, p.10. [邦訳 九八——九九頁] なお、訳文は若干変えさせていただいた。
- (14) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.9-13. [邦訳 九八——一〇三頁]
- (15) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.27-28. [邦訳 一二三——一二五頁]
- (16) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.28-31. [邦訳 一二五——一二九頁]
- (17) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.31-32. [邦訳 一二九——一三一頁]
- (18) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.32-33. [邦訳 一三一——一三三頁]
- (19) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.33-41. [邦訳 一三三——一四五頁]
- (20) 本稿では“voluntary”を「意図的」として訳語を充てた。これは「自由意思によるものである」ことを意味する。
- (21) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.41-44. [邦訳 一四五——一五〇頁]
- (22) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.44-51. [邦訳 一五〇——一六一頁]
- (23) *Causation in the Law*, Second Edition, p.51. [邦訳 一六二頁]
- (24) *Causation in the Law*, Second Edition, p.53. [邦訳 一六五頁]
- (25) *Causation in the Law*, Second Edition, p.55. [邦訳 一六八頁]
- (26) *Causation in the Law*, Second Edition, p.57. [邦訳 一七一頁]
- (27) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.59-60. [邦訳 一七四——一七六頁]
- (28) *Causation in the Law*, Second Edition, pp.60-61. [邦訳 一七六——一七七頁]
- (29) *Causation in the Law*, Second Edition, p.86. [邦訳 二一七頁] なお、訳文は若干変えさせていただいた。

- (30) 樋口範雄は“proximate cause”を法的因果関係 (legal cause) の別名として捉えている。樋口範雄『アメリカ不法行為法【第二版】』弘文堂 二〇一四年、一五二―一五三頁。
- (31) *Causation in the Law, Second Edition*, p.86. [邦訳二二七頁] なお、訳文は若干変えさせていただいた。
- (32) *Causation in the Law, Second Edition*, p.26. [邦訳二二二―二二三頁]
- (33) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.26-27. [邦訳二二二―二二三頁] この見解は、あらゆるルールには「明確な核心」と「曖昧な周縁」が存在するという「法の概念」で示されているハートの見解と共通する。Herbert Lionel Adolphus Hart, *The Concept of Law, Third Edition*, Oxford University Press, 2012, p.123, pp.127-129. (長谷部恭男訳『法の概念【第三版】』筑摩書房 二〇一四年、二〇〇頁、二〇七―二〇九頁) 参照。
- (34) *Causation in the Law, Second Edition*, p.63. [邦訳一八一頁]
- (35) *Causation in the Law, Second Edition*, p.66. [邦訳一八五―一八六頁]
- (36) *Causation in the Law, Second Edition*, p.67. [邦訳一八七頁]
- (37) *Causation in the Law, Second Edition*, p.84. [邦訳二二二―二二四頁]
- (38) ハート＝オノレとは異なり、法的因果関係と法的責任との関係について異なる理解のもとで法的責任の存否及び範囲の決定について異なるアプローチを採る立場が存在する。詳細は第二章で確認する。
- (39) もっという法政策とは、裁判所が何らかの判断を行う際の基準であり、正義や便宜 (expedient)、法ルールの根拠や目的を指す (*Causation in the Law, Second Edition*, p.90. [邦訳二二四頁])。法政策という用語は日本ではあまり使われないが、法的価値判断と同様の意味と考えるとよいだろう。
- (40) *Causation in the Law, Second Edition*, p.90. [邦訳二二三頁]
- (41) *Causation in the Law, Second Edition*, p.91. [邦訳二二五―二二六頁]
- (42) 「あれなければこれなし」は「コモン・ローでは「シネ・クワ・ノン」(sine qua non)」という言葉で示されることが多い。「シネ・クワ・ノン」は『英米法律語辞典』(研究社、二〇一一年)によると「ぜひ必要なもの、不可欠なもの」「条件」、必須条件」を意味するとされ、樋口は sine qua non を but for test、すなわち「あれなければこれなし」を判断するテストで用いられる条件とする(『アメリカ不法行為法』一三三頁)。以下、本稿では「あれなければこれなし」を哲学用語で

ある「反事実的条件法」と表記する。

- (43) *Causation in the Law, Second Edition*, p.91. [邦訳二二五頁]
- (44) 前掲注(33) 参照。
- (45) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.91-92. [邦訳二二六―二二七頁]
- (46) ハート＝オノレは、ほかにA・グッドハート (Arthur L. Goodhart)・J・サーモンズ (John Salmond)・W・シーベイ (Warren A. Seavey)・R・キートン (Robert E. Keeton)・G・ウィリアムズ (Glanville Williams) らを挙げる。日本では、平井宜雄が日本の不法行為法の相当因果関係に関する判例を分析する際に、グリーンの見解を参照している(平井宜雄『損害賠償法の理論』東京大学出版会、一九七一年、一〇二―一三五頁)。平井は、分析の結果、相当因果関係の中には「事実的因果関係」の問題、損害賠償の範囲に関する価値判断の問題、損害の金銭的評価に関する問題という三つの問題があると指摘した(『損害賠償法の理論』三〇九―四八六頁)。なお、松浦以津子は、事実認定を陪審が行うというアメリカの裁判制度がグリーンの見解の背景にあると指摘し、日本において因果関係の問題を事実的因果関係に限定する実践的理由、理論的意義に疑問を投げかけている(松浦以津子「因果関係」山田卓生編『新・現代損害賠償法講座(第一巻総論)』日本評論社、一九九七年、一三二―一五六頁)。
- (47) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.95-98. [邦訳二二一―二二七頁] なお、ハート＝オノレはこの批判が一九三〇年代のアメリカにおけるリアリズム法学のルール懷疑主義と親和性があることを指摘する。
- (48) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.98-100. [邦訳二二七―二四〇頁] この批判を展開した代表的な論者として、グリーン。
- (49) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.100-102. [邦訳二四〇―二四三頁] この批判を展開した代表的な論者として、C・モリス (Clarence Morris)。
- (50) *Causation in the Law, Second Edition*, p.102. [邦訳二四四頁]
- (51) ハート＝オノレは、予見可能性説の立場に立つ論者として、グッドハート、サーモンズを挙げる。
- (52) *Causation in the Law, Second Edition*, p.255. [邦訳四八九頁]
- (53) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.254-255. [邦訳四八八頁]

- (54) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.259-268, pp.275-276. [邦訳四九四—五〇八頁、五二〇—五二二頁]
- (55) ハート＝オノレは、リスク説の立場に立つ論者として、グリーン、シーベイ、キートン、ウィリアムズらを挙げる。
- (56) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.284-289. [邦訳五三四—五四一頁]
- (57) 例えば、交通事故で負傷した被害者が病院への搬送の遅延によって死亡した場合、被害者の死亡を加害者が予見可能であったと考えることは難しく、加害者の法的責任の範囲は負傷に限定される。
- (58) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.261-267. [邦訳四九九—五〇七頁]
- (59) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.277-284, p.289. [邦訳五二四—五三三、五四一頁]
- (60) 本稿では取り上げないが、法政策の問題について、ハート＝オノレは、第一章第二節で扱った、結果の発生に必要な複数の条件から原因を区別する方法に関わるものであり、ここで用いられる常識的諸原理を明確化するためには多くの事例を分類する必要があるとする（*Causation in the Law, Second Edition*, p.111. [邦訳二五八頁]）。
- (61) *Causation in the Law, Second Edition*, p.110. [邦訳二五六—二五七頁]
- (62) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.110-114. [邦訳二五七—二六三頁]
- (63) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.114-115. [邦訳二六四—二六六頁] 例えば、「ある女性が結婚していて、かつ夫に先立たれた」という記述は、「結婚していなければ、その女性は夫に先立たれることはなかった」と記述しても真であるが、結婚は夫に先立たれることにとって因果的にレレヴァントな出来事とは言えない。
- (64) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.115-122. [邦訳二六六—二七七頁] 例えば、「AがBを銃で撃って死に至らしめた」という記述は、「Aが日曜日に、黒い手袋をはめて、銃で撃たなかったならば、Bが死ぬことはなかった」と記述し得るが、日曜日であることや、黒い手袋をはめることは、通常、因果的にレレヴァントな出来事とは言えない。この場合、それぞれの出来事が付随的関連に過ぎないのか、それとも因果的にレレヴァントな出来事なのかは、制定法と裁判所が判断することになる。
- (65) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.122-125. [邦訳二七七—二八二頁] 例えば、AとBの二人が同時にCの頭部に向けて銃を撃ちCを死に至らしめたような場合、Aの発砲はCの死亡にとって因果的にレレヴァントな要因であるが、Bの発砲も存在する以上、「AがCを銃で撃たなかったならば、Cが死ぬことはなかった」とは言えない。Bの発砲について

も同様である。

- (66) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.125-127. [邦訳二八二—二八五頁] 例えば、「AがBを脅したことによって、BがCに危害を加えた」場合、もしBが前からCに危害を加える意思を持っていたならば、AがBを脅したことはなおも因果的にレレヴァントな要因ではあるものの、「AがBを脅さなかったならば、BはCに危害を加えなかった」とは言えない。
- (67) *Causation in the Law, Second Edition*, pp.127-128. [邦訳二八五—二八六頁] 例えば、「AがB宅の鍵を閉め忘れたために、CがB宅に侵入した」場合、もしCが鍵を破つてでもB宅に侵入しようとしていたならば、AがB宅の鍵を閉めなかったことはなおも因果的にレレヴァントな要因ではあるものの、「AがB宅の鍵を閉め忘れなかったならば、CはB宅に侵入しなかった」とは言えない。

- (68) *Causation in the Law, Second Edition*, p.129. [邦訳二八八—二八九頁]
- (69) *The Concept of Law, Third Edition*, pp.88-91. [邦訳一五二—一五五頁]
- (70) Herbert Lionel Adolphus Hart, *The Concept of Law*, Oxford University Press, 1961.
- (71) Herbert Lionel Adolphus Hart and Anthony Maurice Honore, *Causation in the Law*, Oxford University Press, 1959.
- (72) 『法における因果性』は、主にコモン・ローにおける法的因果関係について論じているが、ドイツ法の法的因果関係をめぐる議論にも言及している。ハート＝オノレは、ドイツの裁判所が採用する法的因果関係の理論として、条件説と相当性説を挙げる。条件説は、結果の必要条件、すなわち反事実的条件法で記述される要因を原因と考える立場であり、刑事法で採用されている (*Causation in the Law, Second Edition*, pp.442-445. [邦訳八〇六—八一一頁])。相当性説は、結果の必要条件であることを前提として、結果発生の蓋然性を増大させたものを原因と考える立場であり、民事法で採用されている (*Causation in the Law, Second Edition*, pp.467-478. [邦訳八四六—八六四頁])。私見によれば、条件説と相当性説は、それぞれ因果的ミニマリストの見解とハート＝オノレの見解に概ね一致する。ハート＝オノレも、相当性説には因果関係についての常識的諸原理が含まれていると指摘する (*Causation in the Law, Second Edition*, pp.478-497. [邦訳八四四—八九五頁])。日本法の法的因果関係をめぐる議論では、伝統的な学説として知られる相当因果関係説にハート＝オノレの立場との類似性が見られる。もちろん、コモン・ローと日本法を安易にパラレルなものととして論じることはいえないが、ハート＝オノレが大陸法に言及している点は注目に値する。